



119番はあわてず正確に



市消防本部は、平成17年1月1日～12月31日の火災・救急・救助の発生と出動状況をまとめました。

火災件数は10件で、前年より18件減りました。一方で、救急出動の件数は前年より

330件増えて3168件となり、初めて3000件の大台を超えました。

市消防本部では、この統計をもとに、より一層の啓発活動を行い、火災予防と事故防止に努めていきます。

市の救急車はフル稼働状態です

■火災

昨年1年間に発生した火災件数は10件で、前年(28件)を大きく下回りました。

その内訳は、建物火災が5件、車両火災が3件、その他火災2件です。出火原因はガスの消し忘れや電気器具のシ

ョートなどです。火災による死者は1人で、り災人数は25

■救急
 出動件数は3168件(1

出動件数が過去最多

人、被害額は5093万4千円(1件調査中)です。

日平均8.7件)で、過去最多となりました。

搬送人員は3030人で、急病が1865人(全体の62%)と最も多く、交通事故が515人(17%)、一般負傷が382人(13%)などです。

■救助
 出動件数は23件で、前年より3件増えました。

内訳は、交通事故が6件、建物等による事故が5件、水難事故が3件、機械による事故が2件などです。



出初式が1月8日、男山第一中学校の校庭でありました。

参加し、はし(車など)から一斉放水して、防災を担う決意を新たにしています。

また地域防災に尽力した同員らに表彰状が贈られました。

尊い命を救うために

▽:救急車はケガや急病などで、緊急に病院に搬送しなければならない傷病者のための車です。救急車の適正利用にご協力をお願いします。夜間や休日などは、救急車を呼ぶほどではないが、病院での診療を必要とする人は、市消防本部(☎981-4119)まで問い合わせください。

消防からのお願い

▽:民家を全焼する火事が昨年12月に男山地区で、1月に橋本地区でありました。就寝前や外出前には、暖房器具やガスコンロ、電気のスイッチなどを消し忘れていないか、必ず確認してください。

寝る前には
 火元の確認を

今月の主な内容

- 2面 学校再編整備計画案の説明会開催
- 3面 交通安全啓発塔を設置
- 4面 市民税・府民税、所得税の申告を
- 5面 下水道使用料を改定

▶一斉放水で出初式を締めくくる消防団員ら(男山一中)

ポランティアが通学路を警戒
 市内11小の学校安全ポランティア(計約500人)が、その日の黄色いベストを着て通学路のパトロールなどを行っています。

児童を見守る 黄色いベスト



児童の下校を見守る学校安全ポランティアら(1月23日、八幡安産院)

市教委が文部科学省の委嘱で進める「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の一環で、地域住民の協力で児童を犯罪から守るのが目的です。

なかでも南山小では下校時にポランティアがA・Gの7班に分かれて通学路に立ち、児童の安全を見守っています。

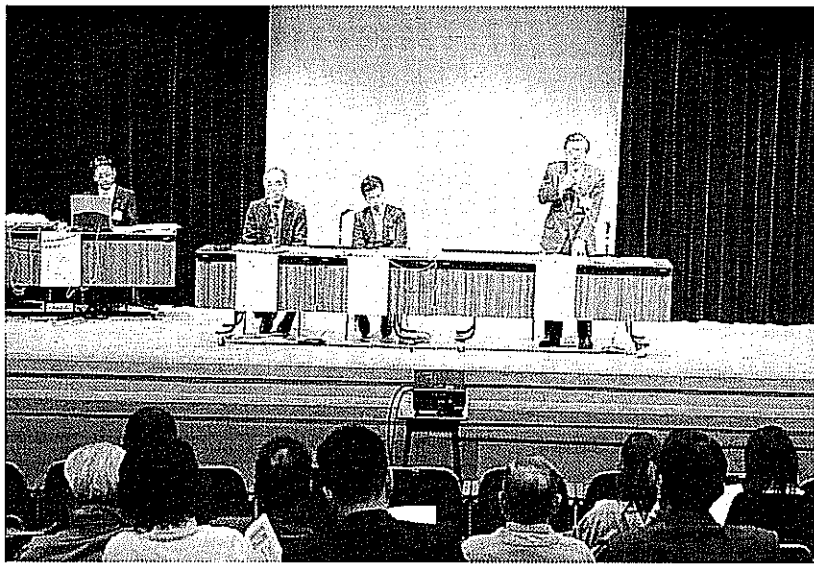
また通学路の点検を行い、危険箇所を地図に記しています。

ハローワークの求人情報を市役所でも提供

ハローワーク伏見・枚方の最新の求人情報(一般・パート別)を市役所でも提供しています。求人情報を綴ったファイルは市役所1階・庁舎案内横にあります。閲覧自由です。ご利用ください。

◆問い合わせ 商工観光課

学校再編整備計画案 4会場で説明会開催



学校再編整備計画案の説明会の様子(1月11日、生涯学習センター)

市教育委員会は、このほど策定した「学校再編整備計画案」について、1月11、12日に中学校ブロックごと4会場
で説明会を開催しました。説明会には保護者や地域住民な
ど延べ2005人が出席。市教委から学校再編に係る経過や
学校再編整備計画案の基本的な考え方、スケジュールなど
を説明の後、質疑応答が行われました。今後、説明会で出
された意見等を検討しながら、関係機関との調整を進め、
再編整備計画の取り組みを進めていきます。

基本理念、スケジュール確認

学校再編整備計画案の説明
会では、はじめに、新たな視
点に立った学校づくりの「学
校UD化構想」について、ユ
ニバーサルデザイン(UD)
を基本理念として、「私たち
(体制・仕組み)と「きもち
(発想・意識)」を変え、
子どもたちの夢と志をはぐく
む教育の実現を目指す取り組
みを説明。
続いて、学校再編に係る経
過について「市民委員会」、
「地域協議会」や「子ども会
議」の提言をふまえ、「八幡

第二小学校を八幡第一小
校と南山小学校に統合する
④南山小学校の一部を美濃山
小学校に編入する⑤男山東中
学校の一部を男山第二中学校
に編入すること、などが説明
されました。
また、通学区の設定につ
いては、再編整備計画案を基
に、保護者や地域住民の意向
を尊重し、通学距離・児童生
徒数・地域コミュニティ・地
域事情等を勘案して、最終的
な通学区を決定することな
どが示されました。
市教委からの説明を聞いた
出席者は、質疑応答で「統廃
合で通学距離が遠くなる場
合、校区が選択できるように」
「再編後の通学路の安全確保
を」「学童保育の在所と帰宅
時の安全確保を」など、意見
が出されました。

市では、全ての人が尊重し
あい、豊かな人間関係をはぐ
くむ社会を目指し、「(仮称)
八幡市人権のまちづくり行動
計画」の策定を進めています。
計画の策定に向け、素案を公
開し、多くの市民の皆さんか
らご意見をいただき、今後の
方針となる計画をまとめてい
きたいと考えています。
この計画は、あらゆる人権
問題の解決に向けて人権教育
や啓発活動を通じて人権意識
の高揚を図るとともに、日々
の暮らしの中に尊重しあう習
慣が根付いた人権文化の構築
を目指した取り組みを進める
ため策定するものです。
素案では計画の目標年次を
平成27年に設定し、推進の視
点として、①共生社会の実現
に向けた人権教育・啓発②一
人ひとりを大切にしたい人権教

みんなで作ろう 人権のまちづくり行動計画

市では、全ての人が尊重し
あい、豊かな人間関係をはぐ
くむ社会を目指し、「(仮称)
八幡市人権のまちづくり行動
計画」の策定を進めています。
計画の策定に向け、素案を公
開し、多くの市民の皆さんか
らご意見をいただき、今後の
方針となる計画をまとめてい
きたいと考えています。
この計画は、あらゆる人権
問題の解決に向けて人権教育
や啓発活動を通じて人権意識
の高揚を図るとともに、日々
の暮らしの中に尊重しあう習
慣が根付いた人権文化の構築
を目指した取り組みを進める
ため策定するものです。
素案では計画の目標年次を
平成27年に設定し、推進の視
点として、①共生社会の実現
に向けた人権教育・啓発②一
人ひとりを大切にしたい人権教

男女共同参画プラン 見直し案に意見を

市では、性別にかかわらず
一人ひとりが能力と個性を発
揮し、男女が共同して参画す
る男女共同参画社会の実現を
目指しています。この実現に
向け策定した「八幡市男女共
同参画プラン」の中間見直し
案について市民の皆さんから
ご意見を募集します。
市は、平成13年4月に策定
した「八幡市男女共同参画プ
ラン」(平成13年23年)に

あなたのご意見 お寄せください

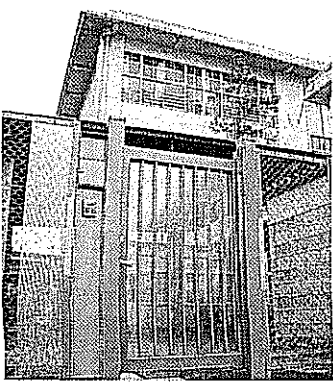
「(仮称)八幡市人権のまちづくり行動計画素案」お
よび「八幡市男女共同参画プラン中間見直し案」に関
してご意見をお寄せください。なお、同素案および同中間
見直し案は、八幡市ホームページへの掲載のほか、市役
所人権同和啓発課、公民館、隣保館、生涯学習センター、
図書館などの市内公共施設に配置しています。
■対象 市内在住、在勤者または市内に活動拠点のある
事業者、団体など。
■提出期限 2月14日(火)
■意見の提出方法 次のいずれかの方法で提出してくだ
さい。
①郵送 市内公共施設等に記入用紙(切手不要)が置いて
あります。
②ファックス ①の用紙をそのまま送信してください。
FAX982-7988
③八幡市ホームページ 市のホームページから送信する
ことができます。
④Eメール 自宅のパソコン等からメールで送信するこ
とができます。Eメールアドレス jinkendowa@mb.city.yawata.kyoto.jp
※お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、公開さ
れることがありますので、予めご承知ください。
◆問い合わせ 人権同和啓発課

オートロック設置 全小学校で完了

2月1日から運用開始

不審者侵入防止に効果的

市は、学校施設の安全対策
として不審者侵入を防ぐた
め、府内で初めて市内全小
学校の校門や校舎の玄関にモ
ニター付きインターホンとオ
ートロックを設置しました。
オートロックの設置場所は
各小学校で異なりますが、校
舎玄関部(二小・三小・五小
・橋本小・有都小・中央小・
南山小)、外部フェンス扉部
(八幡小・四小・東小)、正
門部(美濃山小)に設置し、



児童の登下校時間を除き、授
業時間中の出入口を一カ所に
限定して学校への不審者侵入
防止対策の強化を図ろうとす
るものです。2月1日以降は、
授業時間中(午前8時30分か
ら午後4時)の校舎、運動場
への出入りは、オートロック
部のみとなり、その他の出入
口からは、入れなくなります。
保護者や市民の方が来校され
る際は、モニター付インター
ホンにて職員室へ用件を伝
え、解錠の後、校舎、運動場
へ入っていただくこと
となります。何かとご
不便をおかけするこ
とになりますが、市民
の皆さんのご理解と
ご協力をお願いしま
す。
◆問い合わせ 教育総
務課

エコドライブで安全・省エネドライブを!

身近な省エネ

家庭で最もCO₂の排出が大きい
と言われる自家用車。エコドラ
イブを心がけている方とそうでない
方では、燃費の差が最大で50%も
あると言われています。燃料代の
節約にもなって、地球にもやさ
しいドライバーになるため、心に余
裕を持って計画的な運転を心がけ
ましょう。
「エコドライブ10のすすめ」
①無用なアイドリングをしない。
(アイドリングストップ)
②無用な空ぶかしをしない。
③急発進及び急加速をしない。
④交通の状況に応じた安全な定速
走行に努める。
⑤早めにシフトアップする。
⑥減速時にはエンジンブレーキを
活用する。
⑦確実な点検・整備を実施する。
(タイヤの空気圧・エアクリー
ナー・エレメントの状態など)
⑧不要な荷物を積まない。また、
むやみに燃料を満タンにしない。
⑨エアコンの使用を控え目にす
る。
⑩計画的なドライブをする。
資料:エコドライブ普及連絡会より
◆問い合わせ 環境保全課

この中間見直し案は、今後
5年間に八幡市が推進する男
女共同参画政策の基本的な方
向づけを行うもので、同案は、
①男女共同参画による社会の
構築②家庭・地域生活への男
女共同参画の促進③男女がい
きいきと働くための環境整備
④男女平等を推進する教育と
学習⑤男女の人権が擁護され
る社会づくり⑥生涯を通じて
健康支援と福祉の充実⑦国際
社会への参加促進⑧男女共同
参画政策の推進体制の強化

火災・救急統計

消防本部 ☎981-4119		17年1月~12月累計(12月分のみ)		昨年同期累計	
火災出動	10件	(1件)	28件		
火災以外の出動	162件	(15件)	165件		
救急出動	3168件	(300件)	2838件		
搬送人員	3030人	(287人)	2714人		

口座振替の申し込みは、
八幡市収納取扱金融機関、
郵便局、市役所の窓口で手
続きができます。通帳と届
出印、納付書を忘れず持参
ください。

税や公共料金の納付は
口座振替が便利です

【問い合わせ】☎983-1111
(代) 市税・国保税は納
税課へ、上下水道料金は水
道総務課へ、介護保険料は
高齢介護課へ、それぞれお
問い合わせください。

事故ゼロ願ひ 啓発塔を設置



市内の交通事故防止を呼びかけるため、国道一号の木津川大橋南詰に交通事故ゼロを願ひ、交通安全啓発塔が設置されました。

近年、自動車交通量の増加に伴い、交通事故が増えるなど安全で平穏な生活を脅かす要因が増大しています。自動車保有台数は年々増加し、都市化と相まってその交通量は、ますます増大しています。

交通安全啓発の推進や交通安全施設の整備がされているにもかかわらず、京都府下の交通事故状況(平成18年1月12日現在)は、発生件数473件(前年比8.7%減)と減少しているものの、負傷者数608人(同3人増)、死者数4人(同2人増)と増加傾向にあります。また、高齢化の進行に伴い、高齢者の交通死亡事故が多発しており、その多くは道路横断中に発生しています。高齢者自身が注意することとはもちろんですが、ドライバーも高齢者の特性や行動を知って、思いやりのある運転に心がけましょう。

このほか、交通安全の啓発を進め、交通安全意識の高揚を図るため、国道一号の木津川大橋南詰に交通安全啓発塔

が設置されました。

この啓発塔は、市が所有していたものを八幡交通安全協会の協力により新しく書き換えられたもので、四方に「ドライバーの皆さん速度の出し過ぎに注意」「夕暮れは早めのライトで、事故防止」「思いやりで高めよう八幡の交通マナー」「道路はみんなのもの」の注意喚起がなされています。市内で交通量が極めて多い国道一号に設置され、ドライバーへの交通安全の啓発に寄与するものと期待されます。

◆問い合わせ 管理・交通課

先月は、新年の恒例行事となつています商工会の「賀詞交歓会」、消防団の皆さんによります「出初式」、二十歳を祝う「成人式」や初ウォーキングとなりました。「新春のしぐさ」など多彩な催しをはじめ、様々な団体の皆さんの手によります新年の行事がありました。せっかくご案内をいただきながら日程の都合で全てに参加することができず、紙面を借りましてお詫び申し上げます。

今月は節分、立春と厳しい冬から穏やかな春の訪れを無事に迎える行事が行われます。相変わらず

市長のメッセージ

いやな事件や暗い話題が多い中で、病んだ社会から悪い鬼を追い払い、誰もが明るく希望の持てる春を一日も早く呼び寄せたいと考えております。

市に於いても今の時期は来年度のまちづくりの方向を決定し、その裏付けとなります予算を作り上げる一年で最も大切な節目の時です。国と地方あわせて100兆円といわれる膨大な借金の存在、納税や年金など社会の成り立ちにかかわる総人口の減少と二、三、フリーターといわれる若年層の増加などマイナス面が多い中で私たちのまちでは、広域幹線道

路などこれまで都市基盤づくりの努めた成果が、企業誘致の成功や大型店舗の進出などにより雇用や税収面で具体的に現れるようになってきました。

雇用ではパートなどで4000人を超える求人があり、税では大幅な減額が続く厳しい中、固定資産税や都市計画税で新たな税収が得られ、来年度以降はさらに企業活動による法人税収も期待できるようなになりました。人口もわずかながら増加傾向が見られ、苦しい中にも一筋の明かりが見えてまいりました。

八幡市長 牟礼 勝弥

市行財政検討審議会メンバー

市では、効率的な財政運営を図るため、第3次行財政改革の取り組みを進めています。平成18年度で計画期間の満了を迎えます。そのため、新たな計画策定の根幹を成す、「八幡市行財政検討審議会」の設置を平成18年4月に予定しています。

市の行財政改革に広く市民のみなさんの意見をお聞きし、市民との協働による簡素で効率的・効果的な財政運営を進めるため、審議に参加していただく委員を募集します。

◆募集要領

【募集対象】市内在住、満20歳以上の方で、任期(委嘱の日から1年)中、委員としてご協力いただける方。なお、審議会は、原則平日の昼間に開催を予定しています。

【募集人数】3人以内

【選考方法】提出の小論文で審査

【小論文提出締切】2月28日(火)必着

応募される方は、「いま、八幡市に求める行革とは?」をテーマとした800字以内の小論文に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入のうえ、市役所政策推進課(〒614-8501 八幡園内75)まで提出してください。

なお、提出いただいた小論文は返却できませんのでご了承ください。

◆問い合わせ 政策推進課

第2回市民懇談会を開催します

基本構想素案でできる

市が設置した八幡市総合計画審議会において、昨年実施した市民アンケート調査や第1回市民懇談会のご意見等を基に第4次八幡市総合計画の中心となる基本構想素案をまとめました。同審議会がこれを報告し、さらに充実したものとすることを意見をお願いいたします。市民懇談会に参加していただく方を次の要領により募集します。

◆募集要領

【募集対象】市内在住・在勤の方(お住まい、お勤めの地域での参加をお願いします)

【募集人数】各会場50人

【募集方法】参加いただける方は、2月9日(木)までに市役所政策推進課(☎983-1004(直通)/FAX982-7988/Eメールアドレスsoukei@mb.city.yawata.kyoto.jp 〒614-8501 八幡園内75)へ申し込みをください。なお、定員を上回った場合は調整をさせていただきます。また、文化センターではご希望により手話通訳・要約筆記を行いますので、2月7日(火)までお申し込みください。

◆開催日時・場所

＜東部地域(岩田、野尻、上津屋、上奈良、下奈良、二階堂、内里、戸津地区)＞
日時 2月11日(土・祝)午前10時～正午
場所 有都福祉交流センター

＜男山地域(男山地区)＞
日時 2月11日(土・祝)午後5時～7時
場所 生涯学習センター

＜橋本地域(橋本、西山地区)＞
日時 2月12日(日)午前9時30分～11時30分
場所 橋本公民館

＜美濃山地域(美濃山、欽明台地区)＞
日時 2月12日(日)午後1時30分～3時30分
場所 美濃山コミュニティセンター

＜八幡・川口地域(八幡、川口地区)＞
日時 2月12日(日)午後5時～7時
場所 文化センター

◆基本構想とは

本市の目指す将来都市像を中心に、それを実現するための基本目標やそれを達成のための施策の大綱を示すもの。これに沿った分野別計画等を示す基本計画、具体的事業等を示す実施計画をもって総合計画を構成します。

◆問い合わせ 政策推進課

みなさんの参加をお待ちしています

市民税・府民税の制度が変わります

平成17年分(平成18年度)から

1. 老年者控除が廃止されます

昨年までは、65歳以上で合計所得金額が1000万円以下の方に適用された老年者控除(所得税申告で50万円、市民税・府民税申告で48万円)が廃止されます。(同時に寡婦・寡夫控除の要件「老年者に該当しない者」が削除されています)

3. 老年者非課税措置が廃止されます

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する個人住民税の非課税措置が廃止されます。ただし、平成17年1月1日において65歳以上に達していた方(昭和15年1月2日以前生まれ)については、18年度、19年度は経過措置(下表参照)があります。

	17年度	18年度	19年度	20年度
平成17年1月1日現在65歳に達していた方	非課税	所得割2/3を減額 均等割市1000円府300円	所得割1/3を減額 均等割市2000円府600円	税額の全額を課税
平成17年1月1日現在65歳に達していなかった方				税額の全額を課税

5. 妻の均等割非課税措置が全廃されます

均等割を納める夫と生計を一にする妻で夫と同じ市内に居住し、一定以上の所得を有する方について均等割がかかりませんでした。平成18年度からは全額が課税されることになりました。

◆問い合わせ 市民税課

2. 公的年金の所得の計算方法が変わります

65歳以上の方の公的年金に係る雑所得の計算方法が変わります。次の表のとおりですので確認してください。

年齢区分	A公的年金等の収入金額の合計額	B割合	C控除額	所得金額
昭和16年1月2日以後に生まれた方	1円～700,000円			所得金額はゼロになります
	700,001円～1,299,999円	100%	700,000円	A×B-C で求めた金額
	1,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円	
	4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円	
昭和16年1月1日以前に生まれた方	1円～1,200,000円			所得金額はゼロになります
	1,200,001円～3,299,999円	100%	1,200,000円	A×B-C で求めた金額
	3,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円	
	4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円	
	7,700,000円～	95%	1,555,000円	

(計算例) 公的年金等の収入金額の合計が300万円の場合

①昭和16年1月2日以後に生まれた方
3,000,000円×0.75-375,000円=1,875,000円(所得金額)

②昭和16年1月1日以前に生まれた方
3,000,000円-1,200,000円=1,800,000円(所得金額)

4. 定率減税が(定率による税額控除)縮減されます

平成17年度までは、「定率減税」として市民税・府民税所得割の15%(4万円を限度)が減税されていましたが、平成18年度からは7.5%(2万円を限度)に縮減されます。※所得税は平成18年分(平成18年1月1日以降)所得から10%(12万5000円を限度)に縮減されます。

事務事業評価アンケートに協力を

市では、事務事業を効率的・効果的にできているかをチェックする「事務事業評価」を、立命館大学地域情報研究センターとの共同研究として取り組んでいます。この評価では、その事業が市民の皆さんにどのように受け止められているかを把握することが必要となります。

2月上旬に無作為に選ばせていただいた市民の方にアンケートを送付しますので、ご協力をお願いします。アンケート結果は、統計的に処理しますので、個人にご迷惑をかけることはありません。

◆問い合わせ 政策推進課

八幡市文化センター申告会場 (3階受付午前9時30分~午後4時)

月	日	曜日	申告の種類	対応者
2月	13	月	公的年金所得者申告 還付申告 住宅借入金等特別控除申告 青色申告 不動産所得申告 事業(営業)所得申告 市民税・府民税申告	税務署職員 税理士 市職員
	14	火		
	16	木		
	17	金		
	20	月		
	21	火		
	23	木		
3月	2	木	公的年金所得者申告 還付申告 市民税・府民税申告	市職員
	3	金		
	6	月		
	7	火		
	9	木		
	10	金		
	13	月		
	14	火	期間中の土曜日、日曜日、祝日と文化センター休館日の毎週水曜日は申告の受付を行っておりません。	

ただし、混雑の状況等により午後4時前に受付を終了する場合があります。また、昼食時間帯は休憩させていただきますのであらかじめご了承ください。
 ※駐車場のスペースに限りがありますので、申告会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バスなどをご利用のうえ、お越しください。
 ※文化センターでの確定申告の受付は、3月14日(火)までです。3月15日(水)は文化センターの休館日ですので、所得税の確定申告の受付は行いません。所得税の確定申告の必要な方は、宇治税務署で行ってください。

所得税
 所得税申告が必要な方は、市民税・府民税の申告を兼ねています(確定申告をすれば、市民税・府民税の申告は不要です)。確定申告をしなければならぬのは、次のいずれかに該当する方です。
【事業所得者等の場合】
 事業所得(営業等・農業)や利子所得、配当所得、一時所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、山林所得などがある方で、平成17年中に各種所得金額の合計額が20万円を超える方、平成17年中に配偶者控除、扶養控除、基礎控除、その他の所得控除を差し引きし、その金額をもとに算出した税額が「配当控除額」と「平成17年分の定率減税額」との合計額を超える方

合計額を超える場合。
【給与所得者等の場合】
 給与所得者は、年末調整で所得税額の精算が行われますので、一般的には申告は不要ですが、次のような場合は確定申告が必要となります。
 ▼平成17年中の給与の収入金額が200万円を超える方
 ▼給与を2カ所以上から受けている方で、地代・家賃・原稿料などの収入があり、給与所得と退職所得以外のこれらの所得の合計額が20万円を超える方
 ▼給与を2カ所以上から受けている方で、年末調整をされた主たる給与以外の「従たる給与の収入金額」と、「給与所得と退職所得以外の所得」の合計金額が20万円を超える方

▼家事使用人や外国の在日公館に勤務する方など、給与の支払時に所得税を源泉徴収されない方
 ▼同族会社の役員やその親族などで、その法人から給与のほかに「貸付金の利子」や地代、店舗・工場などの賃料、機械・器具の使用料」などの支払を受けている方
 ▼火災等、災害による被害を受けたために平成17年に給与についての源泉徴収税の徴収猶予や還付を受けた方
 ▼退職所得で「退職所得の受給に関する申告書」が未提出のため、20%の税率で源泉徴収された税額が、正規の税額よりも少ない方
 ◆問い合わせ 宇治税務署 (☎0774-44-411)

譲渡所得の申告は直接宇治税務署へ

土地や建物、株式などの「譲渡所得」にかかる申告については、文化センター会場では受付をいたしません。譲渡所得の申告をされる方は、直接、宇治税務署へお越しください。
 税務署の駐車場は収容スペースが少ないため大変混雑します。お車での来署はご遠慮願います。
 ◆問い合わせ 宇治税務署 (☎0774-44-4141)



軽自動車等の廃車手続きは早急に

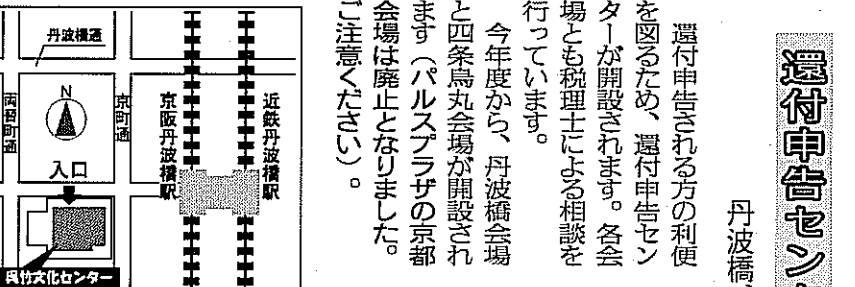
所有または使用されていた軽自動車等を盗難・紛失・解体等により、現在所有していない場合、早急に廃車等の変更手続きをとってください。手続きをされないと、いつまでも所有しているとみなし、納税通知書や督促状が送付されることになり、納税義務が生じます。また、最悪の場合、所有していない軽自動車等が何らかの事故等で事象等に遭遇したときには、持ち主の責務を免れられないことも考えられます。手続きや方法等は車種により異なりますので、右表をご参照ください。
 ◆問い合わせ 市民税課

なり、納税義務が生じます。また、最悪の場合、所有していない軽自動車等が何らかの事故等で事象等に遭遇したときには、持ち主の責務を免れられないことも考えられます。手続きや方法等は車種により異なりますので、右表をご参照ください。
 ◆問い合わせ 市民税課

市民税・府民税、所得税 申告は忘れずご自分で

私たちが安心して生活していくためには、警察や消防、学校、道路、公園など、個人や民間団体の活動だけではまかなうことのできない公共サービスや公共施設が必要です。そのために国や地方公共団体(都道府県や市町村)は、社会保障の充実、住宅や道路の整備、教育や科学技術の振興など、幅広い事業を行っています。事業を進めるには、多くの資金が必要であり、その主要な財源は税金によってまかなわれています。
 この税金の申告会場が2月13日(月)から3月14日(火)まで八幡市文化センターで開設されます。なお、2月16日(木)から3月15日(水)までが確定申告の期間ですが、八幡市文化センターは水曜日が休館日となっておりますので、3月15日はこの会場で申告の受付は行いません。所得税の申告が必要な方は直接宇治税務署で確定申告をしてください。
 申告は、私たちの暮らしを豊かで快適にするための財源を確保する大切な手続きです。忘れずに申告しましょう。

市民税・府民税
 2月13日から受付を行います。市民税・府民税の申告書に必要な事項を記入し、3月15日までに申告を済ませてください。
 ただし、確定申告をする方や給与支払報告書が勤務先から提出される方は、市民税・府民税の申告は不要です。
 ■市民税・府民税申告が必要な方
 ▼平成18年1月1日現在、八幡市内に住所があり、平成17年中に所得(収入)があった方
 ▼平成17年中の所得収入金額の多少にかかわらず、事業専従者控除を受けようとする方
 ▼雑損控除や医療費控除を受ける方
 ▼国民健康保険に加入している方
 ▼医療費控除を受けるとき
 ▼医療機関からの領収書
 ▼給与所得者で勤務先から「給与支払報告書」の提出がなかった方
 ▼源泉徴収票
 ▼国民年金に加入している方は、平成17年中に支払った保険料の証明書等
 ▲持参する書類
 ▼国民健康保険に加入している方は、平成17年中に支払った保険料の証明書等を送付してください。市民税課
 ◆問い合わせ 市民税課



還付申告センター利用を
 丹波橋、四条烏丸会場を開設
 還付申告される方の利便を図るため、還付申告センターが開設されます。各会場とも税理士による相談を行っています。
 今年度から、丹波橋会場と四条烏丸会場が開設されます。(パルスプラザの京都会場は廃止となりました。ご注意ください。)

会場によっては、会場となる施設の都合により、開設期間や開設時間などの違いもありますので、ご確認のうえ、ご都合にあわせてご利用ください。(各会場とも土、日、祝日は受付を行いませんが、四条烏丸会場(京都市営地下鉄「四條駅」下車徒歩2分・阪急烏丸駅)は2月19日及び2月26日の日曜日も受付を行います。)
 ※還付申告される方が対象です。住宅の買換え等譲渡所得のある方は、直接税務署で申告してください。
 ◆丹波橋会場 宇治税務署 (京阪・近鉄「丹波橋」)
 ◆四条烏丸会場 宇治税務署 (京阪・近鉄「丹波橋」)
 ◆問い合わせ 宇治税務署 (☎0774-44-4141)

車種	手続き・問い合わせ
●原動機付自転車(総排気量125cc以下) ●農耕作業用自動車(トラクター等) ●小型特殊自動車(フォークリフト等)	印鑑を持参のうえ(ナンバープレート・標識交付証明書があれば持参・古物商の場合には営業証明書も持参)手続きをしてください。本人や同一世帯員以外の方が手続きする場合は委任状が必要です。詳しくは、役所市民税課へお問い合わせください。
●二輪の小型自動車(総排気量126cc以上)	京都陸運支局へお問い合わせください。☎681-9761
●三輪の軽自動車 ●四輪の軽自動車	軽自動車協会へお問い合わせください。☎691-6516

4月から下水道使用料を改定します

ご理解をお願いします

昨年12月の市議会の議決を経て、本年4月1日から、平均16%アップの下水道使用料の改定を行うことになりました。

これまで、人員の削減や事務事業の効率化等、内部的な努力をしておりますが、これだけでは限界があり、建設費用の借入に伴う償還金の増加、汚水処理費用の増加や下水道施設の維持管理費用の増加により、下水道事業の運営が非常に困難な状況となっております。

そのため、安定した下水道事業を運営するために、事務事業の効率化をさらに進めるとともに、市民の皆様にもご負担をお願いすることとなりましたので、ご理解をお願いいたします。

◆問い合わせ 下水道管理課



多大な経費を要する維持管理
(下水道管カメラ調査状況)

平均で16% 平均使用量(月20m³)では332円のアップ

下水道使用料金表(1カ月)

<消費税を除く>

区分	現行	改定後			
一般用	基本料金	8m ³ 以下 690円	8m ³ 以下 790円		
	超過料金(1m ³ 当たり)	8m ³ を超え、10m ³ 以下の水量について	87円	8m ³ を超え、10m ³ 以下の水量について 100円	
		10m ³ を超え、50m ³ 以下の水量について	10m ³ を超え、20m ³ 以下の水量について	121円	140円
			20m ³ を超え、30m ³ 以下の水量について		142円
			30m ³ を超え、50m ³ 以下の水量について		143円
50m ³ を超える水量について	125円	50m ³ を超える水量について 146円			
浴場用	1m ³ 当たり 20円	1m ³ 当たり 30円			

(注)浴場用は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)に規定する公衆浴場であって、物価統制令(昭和21年勅令第118号)の規定に基づき入浴料金が定められているものに使用するものをいう。

平均世帯で1カ月2509円

この改定で、平均使用量(月20m³)のご家庭では、現行使用料2177円が改定後2509円、332円の値上げとなります。

下水道使用料早見表(一般用)1カ月分

<消費税を含む>

使用水量 m ³	下水道 使用料(円)	使用水量 (m ³)	下水道 使用料(円)	使用水量 (m ³)	下水道 使用料(円)
0~8	829	51	7,156	94	13,748
9	934	52	7,310	95	13,902
10	1,039	53	7,463	96	14,055
11	1,186	54	7,616	97	14,208
12	1,333	55	7,770	98	14,361
13	1,480	56	7,923	99	14,515
14	1,627	57	8,076	100	14,668
15	1,774	58	8,229	150	22,333
16	1,921	59	8,383	200	29,998
17	2,068	60	8,536	250	37,663
18	2,215	61	8,689	300	45,328
19	2,362	62	8,843	350	52,993
20	2,509	63	8,996	400	60,658
21	2,658	64	9,149	450	68,323
22	2,807	65	9,303	500	75,988
23	2,956	66	9,456	550	83,653
24	3,105	67	9,609	600	91,318
25	3,255	68	9,762	650	98,983
26	3,404	69	9,916	700	106,648
27	3,553	70	10,069	750	114,313
28	3,702	71	10,222	800	121,978
29	3,851	72	10,376	850	129,643
30	4,000	73	10,529	900	137,308
31	4,150	74	10,682	950	144,973
32	4,300	75	10,836	1,000	152,638
33	4,450	76	10,989	1,500	229,288
34	4,601	77	11,142	2,000	305,938
35	4,751	78	11,295	2,500	382,588
36	4,901	79	11,449	3,000	459,238
37	5,051	80	11,602	3,500	535,888
38	5,201	81	11,755	4,000	612,538
39	5,351	82	11,909	4,500	689,188
40	5,502	83	12,062	5,000	765,838
41	5,652	84	12,215	5,500	842,488
42	5,802	85	12,369	6,000	919,138
43	5,952	86	12,522	6,500	995,788
44	6,102	87	12,675	7,000	1,072,438
45	6,252	88	12,828	7,500	1,149,088
46	6,402	89	12,982	8,000	1,225,738
47	6,553	90	13,135	8,500	1,302,388
48	6,703	91	13,288	9,000	1,379,038
49	6,853	92	13,442	9,500	1,455,688
50	7,003	93	13,595	10,000	1,532,338

(注)実際の請求は、2カ月単位の請求となります。

今後、一層の効率・安定経営に努めます

下水道事業は、使用料収入のみで経営する独立採算制が原則ですが、本市の使用料収入は、必要経費の6割弱で、不足分を基金の取り崩しと一般会計からの繰入金で運営しています。

しかし、平成9年度以降、市税の減収が続き、地方交付税も減収となるなど、市の歳入は大きく減少し、下水道事業への繰入金を減額せざるを得ない状況となっており、また、現状のままでは、基金が底をつくこととなります。

一方、今日までの建設投資に伴う借入金の残額が平成16年度末で104億円になっており、毎年8億5000万円近くを償還しています。さらに、汚水を処理する費用として京都府・大阪府に5億円を超える費用を支払っております。この費用は、下水道事業運営経費の約85%にもなっております。

また、男山地区の汚水管は、建設後35年以上が経過し、年々老朽化が進行しているため、改修工事等が急務となり、維持管理費の増加は必至となっております。

前述の内容は、平成17年7月と10月に広報でお知らせいたしましたところでありますが、このままでは、下水道事業の運営が非常に困難な状況となっており、止むを得ず、下水道使用料を改定させていただくこととなりました。

今後も事務事業の効率化や人件費の削減を行い、下水道事業経営の改善を進めてまいります。

高齢者・成人

▶各種健康相談の開設日

窓 リハビリ 相 談	16日(木) 母子健康 センター	40歳以上が対象で す。作業療法士が運 動や福祉用具などの 相談に応じます。
窓 健康相談	16日(木) 母子健康 センター	40歳以上が対象で す。保健師が健康に 関する相談に応じま す。
老 人 健康相談	23日(木) 八寿園	60歳以上が対象で す。血圧測定と検尿 の後、保健師が健康 相談に応じます。

※時間はいずれも午前9時30分～11時。
※窓口リハビリ相談のみ、なるべく事
前に健康推進課へ予約願います。

▶機能訓練(リハビリテーション)

参加者募集

平成18年4月から9月の期間に行う機能訓練
(前期分)の参加者を募集します。

対象 40歳以上65歳未満で、脳卒中などの病
気や外傷により身体機能が低下し、日
常生活の動作に支障のある方や障害が
あることで家に閉じこもりがちになっ
ている方(介護保険による要介護者お
よび要支援者は除く)

内容

- ①身体機能や日常生活動作についての訓練、相談
- ②転倒予防、体力増進を目的とした体操
- ③家庭における自己訓練の助言、指導
- ④軽スポーツ、レクリエーション、料理
- ⑤参加者同士の交流会など

スタッフ 医師(月1回)、作業療法士、理学
療法士、保健師など

回数 1カ月に4回実施

申し込み 3月6日(月)までに電話で健康推進課へ

▶アスベスト特別健康診断を実施します(予約制)

対象 本年度、市の肺がん検診(40歳以上対
象)を受診した、市内在住の方で次の
いずれかに該当する方

- ①過去にアスベスト関連事業所に就労していた方
- ②アスベスト関連商品等を扱う自営業の方
- ③アスベスト関連業種の家族の方
- ④アスベスト関連事業者の周辺に居住歴のある方

費用 無料

内容 問診、本年度受診した市の肺がん検診
の胸部エックス線フィルムの再読影

申し込み 電話で健康推進課へ

お知らせ

▶神経系難病相談

専門医による個別相談と指導・助言を行います。

日時 2月14日(火)

午後1時30分～3時30分

場所 府山城北保健所

担当医 独立行政法人国立病院機構南京都病院

リハビリテーション科医長 岡伸幸さん

対象 神経系難病およびその疑いのある方や

その家族(定員6人、先着順)

申し込み・問い合わせ 府山城北保健所(☎07
74-21-2911)

▶ウイルスによる感染症胃腸炎を予防 しましょう

ノロウイルスとは海水や河川水などに分布
し、感染性胃腸炎の原因となるウイルスです。
感染性胃腸炎は、ウイルスに汚染された飲食物
(生かきなど)を口にすることや、手や調理器、
感染者の便やおう吐物からの二次感染によっ
て起こります。主に11月から3月にかけて発生し、
主な症状は、吐き気・おう吐・腹痛・下痢・発
熱などがあります。

【予防方法】

- ①用便後、調理の前、食事の前の手洗い・うが
いを励行しましょう。
- ②食品は十分加熱しましょう(食品の中心温度
が85℃で1分以上が目安)。
- ③まな板・包丁・ふきんなどの調理器具を清潔
に保ちましょう(熱湯消毒や塩素系漂白剤など
で殺菌を)。
- ④吐物や便などの汚物は直接手に触れないよう
にしましょう。

問い合わせ 健康推進課

▶小児救急医療体制が整いました

山城北地域において、地域内の医療機関が休
日・夜間に小児専門医を当直させ、必ず小児救
急患者を診察する体制が整いました。

曜日	病院名	時間帯
月	第二岡本総合病院	午後8時～ 午前8時
火	宇治徳洲会病院	
水		
木	第二岡本総合病院	
金	第二岡本総合病院	午前8時～ 翌日午前8時
土	田辺中央病院	
日		

※平日が祝日の場合、田辺中央病院が当番病院
となります。

※宇治徳洲会病院は火・水・木曜日以外も小児
救急当直体制を実施しています。

問い合わせ 第二岡本総合病院(☎0774-44-45
11)、宇治徳洲会病院(☎0774-20-11
11)、田辺中央病院(☎0774-63-1111)

▶要約筆記奉仕員派遣制度のお知らせ

市では、聴覚の障害により社会参加する上で
コミュニケーションなどに著しい支障がある市
内在住の聴覚障害者に対して、要約筆記奉仕員
を派遣します。奉仕員は会議・講演内容などを
その場で要約して紙に筆記したり、あるいはそ
れをスクリーンに投影して内容を伝えます。派
遣となる事業は、以下の通りです。

- ①市等公的機関主催の講演、講座など
- ②福祉関係団体主催の会議など
- ③その他市長が必要と認める催し

申し込み・問い合わせ 社会福祉課

▶高齢者短期入所生活介護

本市に住所を有するおおむね65歳以上の高齢
者等の介護者が冠婚葬祭などの理由で一時的に
介護が困難になった場合、高齢者等を市内の介
護老人福祉施設または介護老人保健施設でお預
かりします。

利用範囲 継続利用3日以内で年間14日以内

費用負担 1人当たり1日の利用料

・自立=2,400円 ・要支援=2,500円

・要介護1=2,600円 ・要介護2=2,800円

・要介護3=3,000円 ・要介護4=3,300円

・要介護5=3,500円 ※移送料(片道)=500円

※食費および諸経費などの負担が別途必要にな
る場合があります。

問い合わせ 高齢介護課

▶高齢者に日常生活用具の給付・貸付を します

本市に住所を有するおおむね65歳以上のひと
り暮らしの高齢者等で電磁調理器などの日常生
活用具が必要な方に給付、貸与をします。

給付 電磁調理器・火災警報機・自動消火器
貸与 高齢者用電話

※所得税額により利用者負担があります。

申し込み・問い合わせ 高齢介護課

▶家事の介助と付き添いサービス

対象 おおむね65歳以上の低所得の高齢者世
帯または障害者世帯の方で、病気やケ
ガのため一時的に介護が必要な方

内容 市が委託しているホームヘルパーが、
衣類の洗濯、食事の支度(調理)、住
居の掃除、生活必需品の買物、その他
身の回りの世話や、日常生活について
の相談・助言、介護を行います。

利用範囲 1人1日につき3時間以内。利用時
間は、午前7時～午後8時まで。

利用料 (1時間当たり)

【家事】午前8時～午後6時=210円、午前7時～

午前8時=260円、午後6時～午後8時=260円

【介護】午前8時～午後6時=420円、午前7時～

午前8時=520円、午後6時～午後8時=520円

申し込み・問い合わせ 高齢介護課

▶介護用おむつ等を支給します

対象 次の要件をすべて満たす方

①基準日(毎月1日)現在、介護保険法におい
て、要介護4・5の認定を受けた方を在宅で介
護している家族②要介護者、介護者ともに市民
税非課税世帯に属している方

給付内容 毎月5,000円分の給付券で介護用お
むつ等を指定業者で交換できます(申
請月から交付)。

申し込み・問い合わせ 高齢介護課

変わります 介護保険②

4月から地域包括支援センターが設置されま
す。このセンターでは次の四つの仕事をするこ
とになっています。

ひとつは、介護予防のケアマネジメントです。
要支援と認定された人への新予防給付や地域支援
事業の中の介護予防事業に該当する人たちの個別
予防プランをつくります(プランづくりの一部は
事業所委託します)。

二つ目は、総合相談と支援です。高齢者やその
家族のいろいろな相談に応じます。あちこちたら
い回しにされない窓口を「ワンストップ」といい
ます。センターはこのワンストップのサービスを
目指します。

三つ目は、権利擁護です。虐待されている高齢者
の早期発見や虐待防止のための仕事、認知症の人
を守る成年後見制度の普及などの活動をします。

四つ目は、ケアマネジャーの支援です。多くの
問題を抱えた人たちと接するケアマネジャーの相
談に応じたり、ネットワークをつくったり、解決
に向けて一緒に取り組んだりします。

地域包括支援センターにはスタッフとして三つ
の専門職が配置されます。保健師(又は経験のある
看護師)、社会福祉士、主任ケアマネジャーで
す。平成18年度、八幡市では地域包括支援セン
ターを市が運営することになっています。たとえ高
齢で体が不自由になったり、認知症になったりし
ても、安心して暮らせるまちづくりの礎を築くセン
ターにしたいと考えています。

問い合わせ 高齢介護課

▶「障害者自立支援法」が始まります

平成18年4月から始まる障害者自立支援法に
より、身体障害者・知的障害者・精神障害者が共
通のサービスを地域で受けられるようになります。

この法律は、今日まで複雑に組み合わさって
いた福祉サービスが組み替えられ、総合的に障
害者の生活を支援するものです。

居宅介護や重度訪問介護・短期入所・施設入
所支援などの【介護給付】、グループホーム・
就労移行支援や就労継続支援などの【訓練等給
付】、更生医療・精神通院医療・育成医療が【自
立支援医療】として給付対象となります。【補
装具】の給付等についてもこの法律による給付
対象となります。

また、サービスを利用されたときにかかる費
用は、原則として1割の負担が必要となります
が、負担が重くなりすぎないように所得に応じ
て上限が決まっています(補装具については
10月からの負担となります)。

なお、相談支援や手話通訳等のコミュニケー
ション支援、移動支援や日常生活用具の給付な
どは地域生活支援事業として行われます。

※障害者自立支援法についてはまだ詳細な内
容が示されていません。今後も継続して新制度
について掲載する予定です。

問い合わせ 社会福祉課

至
八幡市
駅

府
道
長
尾
八
幡
線

休日急診診療所

市役所

文化センター

☆ 休日急
診診療所

(☎983-3001)

診療日 日曜日・祝日・年末年始

場所 八幡市内73-3(市役所北側)

診療科目 内科・小児科、歯科

受付時間 午前11時30分～午後5時30分

診療時間 正午～午後6時

保健医療 福祉

市役所への問い合わせは
☎983-1111(代)へ

保健

- ◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ(個別に問い合わせがあるものを除く)。
- ◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。
- ◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。
- ◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。

乳幼児・児童

◎特に表記があるもの以外、実施場所は母子健康センターです。

▶3カ月児健康診査

生後3カ月児が対象。身体測定、内科診察、栄養士による離乳食・栄養相談、保健師が発達面の観察や育児についての相談に応じます。母子健康手帳と「3カ月児健康診査質問票」を持参ください。

日程・対象 2月7日(火)＝平成17年10月1日～10月20日生
2月24日(金)＝平成17年10月21日～11月10日生

受付時間 午後1時15分～2時15分
※次回は3月7日(火)です。

▶育児健康相談

およそ生後10カ月児が対象。身体測定のほか、保健師が育児についての相談に応じます。生後10カ月児以外にも身体測定や育児相談を行っています。今月は平成17年3月生が10カ月児対象です。

日程・場所
2月1日(水)◆母子健康センター
2月3日(金)◆南ヶ丘隣保館
2月6日(月)◆美濃山コミュニティセンター
2月7日(火)◆橋本公民館
2月8日(水)◆男山公民館
2月9日(木)◆男山公民館
2月13日(月)有都福祉交流センター
受付時間 午前9時30分～10時30分
※◆印のついている会場では保育士によるふれあい遊びもあります。
※来月は3月1日(水)男山公民館からです。

▶1歳6カ月児健康診査

1歳6カ月児が対象。身体測定、内科・歯科診察、歯ブラシ指導、保健指導、栄養相談と、手作りおやつを試食を行います。歯ブラシを忘れずに持参してください。今月の対象は平成16年8月1日～8月20日生の幼児です。

日程 2月14日(火)
受付時間 午後1時～2時
※次回は3月3日(金)です。

▶3歳児健康診査

3歳6カ月児が対象。身体測定、検尿、視力検査、内科・歯科診察と発達面の相談を行います。幼児期最後の総合的な健康診査ですので、お子さんのふだんの様子、体の具合を知っている方と一緒にお願いします。今月の対象は平成14年8月に生まれた幼児です。

日程 2月21日(火)、22日(水)
受付時間 午後1時～2時
※次回は3月14日(火)、15日(水)です。

▶マタニティスクール

これからお母さん、お父さんになる方が対象。内容は「医学・栄養編」(パートI)です。妊娠期の生理や分娩、栄養についてのお話を産婦人科医と栄養士がわかりやすく講演します。申し込みは開催日前日までに電話で健康推進課へ。
日時 2月2日(木)午後1時30分～4時
※受付は午後1時15分から行います。
※次回は、3月8日(水)に「歯科・育児編」(パートII)を行います。

予防接種

▶三種混合予防接種

生後3カ月以上～満7歳6カ月未満(接種日基準)の乳幼児に、三種混合予防接種(ジフテリア・百日せき・破傷風)を行います。

日程 2月9日(木)、16日(木)、23日(木)
受付時間 午後1時20分～2時20分
場所 母子健康センター

【注】初回接種(三種混合I期)は3～8週間の期間をあけて、合計で3回接種を受けてください。▼追加接種は初回接種3回終了後1年～1年半までに1回接種を受けてください。▼三種混合予防接種は接種回数が多いため、他の予防接種との間隔に注意してください。
※次回は3月2日(木)、16日(木)、23日(木)です。

▶麻疹(はしか)予防接種

対象 満1歳以上～満7歳6カ月未満の幼児
接種 市発行の「依頼書」を市内医療機関に持参して接種を受けてください。1歳の誕生日の翌月に依頼書を送付していましたが、平成17年2月生のお子さんには送付いたしません。右記の「お子さんの麻疹・風しんの予防接種はお済みですか」をよくお読みください。希望者には依頼書を発行します。

その他 満7歳6カ月未満(接種日基準)の幼児で希望者には依頼書を発行します。下段の申込書に必要事項を記入して健康推進課へ。

※電話での申し込みは受け付けていません。

▶風しん予防接種

対象 満1歳以上～満7歳6カ月未満の幼児
接種 市発行の「依頼書」を市内医療機関に持参して接種を受けてください。平成16年12月生の幼児、平成17年1月1日～1月10日生の幼児に2月10日頃に、平成17年1月11日～1月20日生の幼児に2月20日頃に、平成17年1月21日～1月31日生の幼児に2月末日頃に依頼書を送付します。満1歳になったらできるだけ早く受けましょう。

その他 満7歳6カ月未満(接種日基準)の幼児で希望者には依頼書を発行します。下段の申込書に必要事項を記入して健康推進課へ。

※電話での申し込みは受け付けていません。

※風しん予防接種は、麻疹予防接種後に受けてください。

BCG予防接種

生後6カ月未満の乳児が対象。直接BCG接種を行います。毎月1回実施します。

日程 2月8日(水)
受付時間 午後1時20分～2時20分
場所 母子健康センター
※次回は3月9日(木)です。

▶お子さんの麻疹・風しんの予防接種はお済みですか

麻疹・風しん対策を一層強化するために平成18年4月1日から麻疹・風しん予防接種の対象年齢と接種方法が変わります。まだ両方の予防接種が済んでいないお子さんは、平成18年3月31日までに予防接種を受けましょう。

◆接種対象年齢の変更

現行 生後12カ月～生後90カ月未満
変更後 1期 生後12カ月～生後24カ月未満
2期 5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間

◆接種方法

現行 麻疹または風しんの単抗原ワクチン接種
変更後 乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチンによる2回接種

新制度での対象(平成18年4月1日改正)		
現行制度による接種歴	1期混合ワクチン	2期混合ワクチン
麻疹のみ接種	×(風しん単抗原<任意>)	×
風しんのみ接種	×(麻疹単抗原<任意>)	×
麻疹・風しんともに接種済み	×	×
麻疹・風しんともに未接種	生後12～24カ月のみ○	就学前1年間のみ○

注意

◎平成18年3月31日までに麻疹および風しんの予防接種を受けた方(どちらかだけの場合含む)は1期および2期の対象になりません。ただし、麻疹・風しんのいずれかだけ接種した場合は任意でもう一方の予防接種(単抗原ワクチン)を受けることができます。

◎平成18年3月31日までに麻疹および風しんの予防接種をどちらも受けていない方で、平成18年4月1日以降、2期の予防接種の対象に該当する方は2期のみ定期の予防接種として受けることができます。

【平成17年2月生のお子さんの保護者の方へ】

平成18年3月31日までに麻疹・風しんの両方の予防接種を受けるのは日程的に非常に難しいと考えられますが、次の接種方法があります。
①1歳になったら、速やかに麻疹、続いて4週間以上の間隔をおいて風しんを受ける(現在の標準的な受け方)。

※ただし、3月末までにどちらか一方の予防接種だけ受けた場合は、4月以降の新ワクチンでの接種対象から外れます。受けられなかった予防接種は任意接種となります。

※現在、国では1歳になったらすぐの麻疹接種を勧めています(麻疹は感染力が強く、小児にとっては致命的な事態を招くことがあります)。

②平成18年4月1日まで待って、新ワクチンで接種する。

※平成17年2月生の方のほとんどは4月以降、新ワクチンでの接種になると思われます。したがって、4月までに麻疹・風しんにかからないように十分注意し、4月以降速やかに接種されることをお勧めします。ただし、麻疹・風しんのどちらかにかかると4月以降の新ワクチンでの接種は対象外となります。

▶日本脳炎予防接種の第3期(14歳以上16歳未満の方)を廃止します

平成17年7月29日付け、厚生労働省の通知として「日本脳炎に係る定期の予防接種の第3期(14歳以上16歳未満の方)を廃止する」との公布があり、その対象年齢の方は平成17年7月29日から定期予防接種の対象外となりました。日本脳炎第3期予防接種の廃止は、近年、日本脳炎患者の発生動向が極めて少なく、また第2期までの予防接種による抗体で十分な免疫力があるという理由によるものです。

現在、日本脳炎予防接種については、予防接種法に基づき実施をしておりますが、厚生労働省の通知により平成17年5月30日付けで積極的な勧奨を差し控えています。新しいワクチンでの接種は現在のところ未定です。

切り取り線

年 月 日申込

予防接種申込書 (該当の予防接種に○をしてください)			
麻疹・風しん・日本脳炎(枚) ※日本脳炎予防接種は必要枚数も記入してください。			
ふりがな		生年月日	年 月 日
名前		(歳 月)	
住所	八幡市	保護者名	
		電話	—

生活情報センターだより



偽造・盗難キャッシュカードの被害にあわないために!

スキミング(他人のクレジットカード等の磁気情報を機械で不正に読み取る行為)やフィッシング(銀行などを装い偽のホームページに誘導し、カード番号、パスワードなどの情報を不正に入手する行為)などで銀行口座の情報が盗まれ預貯金が引き出されるという被害が急増しています。知らない間に自分の預金がなくなっていたら大変!

★預金者保護法施行

このような偽造されたり盗まれたりしたキャッシュカードによる被害を救済するために、昨年8月に「偽造カード及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払い戻し等からの預貯金者の保護に関する法律」略して「預金者保護法」が成立し、今年2月10日から施行されます。

この法律では、現金をカードで不正に引き出された被害について、金融機関が原則として全額補償するというものです。「原則として全額」とは、預金者の過失の度合いにより補償の割合が変わってくるからです。

預金者に過失があったかどうかの立証責任は金融機関が負うこととなり、立証されれば補償は減額されます。また預金者に重大な過失があれば補償されません。

★注意点

①補償の対象は、偽造・盗難されたキャッシュカードや通帳によるATMでの取引のみ。紛失したカード等による被害は対象外となっています。②カードの暗証番号を他人に知られないようにする努力や盗難にあつたらすぐに警察や金融機関に届けることが大切です。

◆問い合わせ 生活情報センター(☎983-8400)

▶高等学校奨学金が支給されます

府では市民税非課税世帯で、母子・父子・児童・身体障害者世帯等のお子さんが高等学校で修学するのを支援するために、高等学校奨学金を支給する制度を設けています。

今春、高等学校へ進学予定の方を対象に、2月1日(水)から2月23日(木)まで申請受付します。詳しくは府山城北保健所綴喜分室へ。

申請書など必要書類は市役所福祉総務課にも置いてあります。

問い合わせ 府山城北保健所綴喜分室 (☎0774-63-5747)

▶乙訓・八幡広域観光研修会

大山崎町・向日市・長岡京市および八幡市で構成する乙訓・八幡広域連携事業推進協議会では、乙訓・八幡地域の魅力を向上させるため、広域的な観光戦略のあり方を考える「乙訓・八幡広域観光研修会」を開催します。どうぞお越しください。※参加自由です。

日時 2月25日(土)午後1時30分～4時30分

場所 文化センター 小ホール
※ご希望により手話通訳・要約筆記を行いますので、2月15日(水)までに市役所政策推進課へ連絡ください。

内容 基調講演、パネルディスカッション
問い合わせ 同協議会(市役所政策推進課内)

▶介護保険事業計画等策定委員会が傍聴できます

日時 2月28日(火)午後2時～4時

場所 市役所分庁舎2階会議室

定員 5人(先着順)

申し込み・問い合わせ 2月20日(月)までに高齢介護課へ

▶都市計画のお知らせ —区域区分の見直しについて—

区域区分とは、目標とする都市の将来像の実現に向け、都市計画区域マスタープラン等の上位計画に即し、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るとともに、良好な環境の保全を図るための基本となるものです。

八幡市は、市内全域が都市計画区域であり、既に市街地を形成している区域および、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(市街化区域)と、市街化を抑制すべき区域(市街化調整区域)に区分されています。

現在の区分は平成12年度に定めたものですが、都市をめぐる社会経済情勢は大きく変化し、安定・成熟した都市型社会の到来を踏まえ、地域の実情に応じた個性豊かな都市の整備と保全が図られるよう、現在その見直し作業を行っています。

このたび、京都府南部地域の都市計画区域について見直しを行うにあたっての府の考え方が「基本方針」として策定されました。

詳しくは府ホームページ都市計画課
(<http://www.pref.kyoto.jp/toshi/senbiki/index.html>)をご覧ください。

問い合わせ 計画・公園課

▶既存宅地確認制度の経過措置期間が終了します

旧都市計画法第43条第1項第6号ロの規定による既存宅地の確認を受けた土地については、次の通り、経過措置期間が設けられ、自己の居住または自己の業務の用に供する建築物の新築、改築または用途の変更を行うことが可能となっています。

この期間内に建築行為に関する工事に着手しないと、新築、改築または用途の変更ができなくなりますので、ご注意ください。

①平成13年5月18日までに既存宅地確認を受けた土地は、平成18年5月17日まで

②平成13年5月18日までに既存宅地確認の申請を行い、その後確認を受けた土地は、確認の日から起算して5年を経過する日まで

なお、自己の業務の用に供する建築物とは、自己の経営する店舗、工場、倉庫等を指します。

問い合わせ 府土木建築部建築指導課開発指導係(☎414-5347)、府山城北土木事務所開発指導担当(☎0774-62-0624)

▶交通災害共済事業の見舞金の請求期限は事故から2年間です

交通災害共済の見舞金の請求期限は、平成18年3月31日(金)となっていますので、速やかに請求を行ってください。

請求対象者 以下の全てに該当する方

①平成15年度に交通災害共済に加入された方

②平成16年3月31日までに発生した交通事故にあわれた方

③請求日が、交通事故の日から2年を経過していない方

※交通災害共済事業は平成15年度末(平成16年3月31日)で廃止されています。

問い合わせ 管理・交通課

▶在宅介護者に慰労金を支給します

対象 在宅で常時直接介護している配偶者もしくは3親等内の親族で次のいずれにも該当する方

①要介護4または5の認定を受けた高齢者を介護保険のサービスを継続して1年間利用せず

在宅で介護している方②要介護者、介護者ともに市民税非課税世帯に属している方

支給額 100,000円(支給は1人につき年1回)

申し込み・問い合わせ 高齢介護課

2月3日は節分の日です。皆さんの節分にまつわるお話を聞いてみました。

あなたも一言

橋本系ヶ上 宮川 辰治さん



娘が中学生くらいまでは、節分の日に私が鬼の役で豆まきをしていました。最近では豆まきをしている風景もあまり見かけなくなり、我が家でもしなくなったので、寂しく思います。娘が自分の家庭を持つようになったらぜひ、豆まきしてほしいですね。

欽明台西 内田 真奈美さん

たいが
大雅ちゃん
えみる
笑瑠ちゃん



主人の帰りが夜遅く、鬼役がいないので、家で豆まきができませんが、保育園でしてくれるのでとても助かります。私が子どものころには恵方巻を食べる習慣はなかったけれども、今では食べています。去年は子どもが恵方巻をアニメの中で見たようで、喜んで食べていました。

八幡旦所 柴田 まささん



私が小学生の頃は、母親が日本髪を結っていて、節分の日には特別な髪型にしていました。家族の年齢にそれぞれ一つ足した数の豆を神棚にお供えし、ヒイラギの枝にイワシの頭を差したものを戸口に飾っていました。今も豆まきをしますが、無事元気にできることがうれしいです。

▶高齢者の入院諸経費を助成します

対象 次のいずれにも該当する方

①市内に6カ月以上在住し、満70歳以上の方②平成17年4月1日以降に、病院に60日以上引き続いて入院した方、または入院している方③本人および同居の配偶者および同居の2親等以内の直系血族の市民税が非課税である方

支給額 10,000円(支給は1人につき年1回)

申し込み・問い合わせ 高齢介護課

今月のテーマ

節分

◆市民ギャラリー◆

【短歌】

遠き日の思い出しのぎの花庭山茶花の初雪に散る

横矢 政急(八幡清水井)

新年を帰省家族の集く膳多忙の中に帰れぬ満たり

今村 和子(岩田竹綱)

【俳句】

豆剣十袴ひきすり初詣 大崎 金彦(橋本栗ヶ谷)

【写真】

「鬼は外、福は内」

中野 徹(男山金振)



※皆さんの作品で、広報やわたの紙面を飾っていただきませんか。応募作品の一部を、このコーナーで紹介いたします。作品は俳句、川柳、短歌、イラスト、写真、詩など(写真、イラストに関しては、100字程度で説明を添えてください)。1人1作まで。毎月5日までに、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を明記して、〒614-8501 市役所秘書課「作品」係へ送ってください。

節分の日、八幡さまに上りました。湯立てなど神事に続き節分の豆まきが行われました。逃げまわす赤鬼、青鬼のユーモラスな姿と取り囲む市民のやさしい表情が印象的でした。

情報ひろば

市役所への問い合わせは
☎983-1111(代)へ

市の主催・共催・後援のみです

スポーツ

▶第29回市長旗争奪社会人軟式野球大会

日程 3月5日(日)～5月7日(日)
 ※開会式は2月26日(日)午前9時～
 場所 くすのき近隣公園野球場
 対象 市内在住・在勤者を中心に構成されたチーム
 試合方法 トーナメント方式
 抽選会 2月25日(土)午後7時30分～、生涯学習センターで。
 参加費 12,000円(新規登録チームは年間登録料として別途12,000円が必要です)
 申し込み・問い合わせ 2月12日(日)までに電話で市社会人軟式野球連盟事務局(共栄堂スポーツ内、☎982-9118※月曜除く)へ。必要書類を代表者へ送付します。昨年出場チームへは書類を郵送します。

▶八幡サッカー協会平成18年度登録チーム募集

資格 市内に在住・在勤の18歳以上の社会人で構成されたチーム
 申し込み 所定の申込用紙に必要事項を記入して2月17日(金)必着で、市役所社会教育課または同協会事務局へ
 問い合わせ 同協会事務局 野村(☎982-1482、FAX982-1492)

募集

▶男女共同参画社会に向けて「わたしの人生をしっかりとイキル」

日時・場所	内容
3月3日(金) 午後1時～4時 生涯学習センター	お菓子づくりを通して、コミュニケーションを図ります。
3月10日(金) 午後1時～5時 私のしごと館(精華町)	「私のしごと館」で体験型学習をします。
3月17日(金) ①午後3時～ ②午後7時～ 生涯学習センター	こころ豊かな人生を学ぶため、映画「マザーテレサ」を上映します。 ※一般公開します。
3月24日(金) 午後1時30分～4時30分 生涯学習センター	自分の人生をしっかりと生きるための設計を立てるための講座です。

定員 30人(先着順、原則全日程参加できる方)
 ※3月17日のみ定員各回200人で映画を上映します。希望される方は整理券が必要です。2月1日から市役所人権同和啓発課、生涯学習センターで配布します。
 参加費 無料(ただし、3月3日のみ材料費が必要です)
 申し込み・問い合わせ 市役所人権同和啓発課(FAX982-7988、Eメールjinkendowa@mb.city.yawata.kyoto.jp)に電話、ファックス、Eメールで連絡してください。
 ※保育ルームもあります。詳しくは、人権同和啓発課へ。

▶シルバー人材センターパソコン教室

日時 毎週(月・火・木・金・土)
 ・午前コース(午前9時30分～正午)
 ・午後コース(午後1時30分～4時)
 ※上記の曜日、時間以外の相談も受け付けます。
 場所 シルバー人材センター
 コース内容
 ①パソコン入門と文書作成初級(ワード)
 ②文書作成中級(ワード)
 ③インターネット
 ④表計算入門(エクセル)
 ⑤画像処理(デジカメ写真の加工ほか)
 ※特別コースは「弥生会計ソフトによる会計処理」。
 受講料 1回2,400円 ※テキスト代300円
 申し込み・問い合わせ 事務局(☎983-0822)

▶家族介護者教室(アロマセラピー)と交流会

日時 3月18日(土)午前11時～(4時間程度)
 場所 松花堂庭園別館講習室
 対象 介護保険の介護認定で要介護1～5の認定を受けている方を在宅で介護している方(参加は要介護者1人につき1人まで)
 内容 家族介護者教室(ハンガリアンウォーターづくり<精油調合実習>・ハンドマッサージレッスン)、昼食交流会
 参加費 1,000円
 講師 アロマセラピスト 小林真美さんほか
 申し込み・問い合わせ 2月20日(月)までに高齢介護課へ

イベント

▶遺跡発掘出土資料巡回展示「上津屋遺跡と上奈良遺跡―八幡・沖積平野の古代～中世―」

日時・場所
 ①2月12日(日)まで<現在公開中>
 午前10時～午後9時、やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」
 ②2月15日(水)～3月5日(日)
 午前9時～午後10時、生涯学習センター
 ③3月10日(金)～31日(金)
 午前9時30分～午後4時30分、ふるさと学習館(八幡第四小内)
 内容 最近の発掘調査で資料が得られた、上津屋遺跡と上奈良遺跡について出土遺物や写真を展示します。八幡の豊かな平野に営まれた古代から中世の歴史について理解することができます。
 ※入場無料です。
 問い合わせ 社会教育課、ふるさと学習館(☎972-2580)

▶八幡市第4回英語フェスティバル

日時 2月4日(土)午後1時15分～4時30分
 場所 文化センター 小ホール
 内容 英語による歌・ダンス・劇・スピーチなど
 出演 八幡第三幼稚園、八幡第五小学校、南山小学校、橋本小学校、市内4中学校、市内2高校、府・市英語指導助手
 ※入場無料、申し込み不要です。
 問い合わせ 市教育研究所(☎983-8500)

▶ヒューマン・フォーラム 新屋英子ひとり芝居&トーク

日時 3月18日(土)午後3時～
 場所 生涯学習センター ふれあいホール
 内容 劇団「野火の会」の新屋英子さんが、明治・大正・昭和と嵐の時代を生き抜いたヒミコの波乱万丈の物語「ヒミコ伝説」とトークを繰り広げます。
 参加費 無料(要申し込み)
 申し込み 生涯学習センター、市役所人権同和啓発課
 整理券を発行します。人権同和啓発課への電話での申し込みも受け付けます。
 問い合わせ 人権同和啓発課



新屋英子さん

▶ヒューマン・シネマ

親子DE映画「皇帝ペンギン」上映

日時 3月4日(土)午後2時30分～
 場所 文化センター 大ホール
 内容 厳しい南極の大自然の中で命がけで子供を育てる皇帝ペンギンの夫婦の物語です。
 入場料 無料(要申し込み)
 定員 1,000人(先着順)
 申し込み 入場整理券を2月1日(水)から生涯学習センター、文化センター、市役所人権同和啓発課で配布します。
 問い合わせ 人権同和啓発課

▶図書館の雑誌リサイクル市

日時 2月18日(土)午後1時30分～3時
 場所 八幡市民図書館・男山市民図書館
 ※両館同時開催です。
 対象 市内在住・在勤・在学の方
 冊数 1人5冊まで
 問い合わせ 八幡市民図書館(☎982-7322) 男山市民図書館(☎982-4123)

松花堂ふれあい市

○日時 毎週土曜日
 午前9時～11時

○場所 松花堂美術館

流れ橋ふれあい市

○日時 毎週日曜日
 午前10時～正午

○場所 やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」

※売り切れの際は、ご容赦ください。

問い合わせ 農政課

市政情報

▶ひとり親家庭の方へ 小学校新入学児童に記念品

市では、ひとり親家庭で今春、小学校へ入学する児童にお祝いの記念品をお渡ししています。2月13日(月)までに市役所児童福祉課か、お近くの京都府母子福祉推進員(下表参照)まで連絡ください。

氏名	住所	電話番号
梁間 八千代	男山弓岡1B13-201	981-5761
竹中 京子	男山長沢24-7	981-0591
西村 佐代子	下奈良南頭21-2	981-5332
真鍋 幸子	八幡土井53長友ハイツ103号	983-8687

なお、「児童の新入学を祝うつどい」を3月5日(日)に開く予定です(申込者には別途通知します)。

問い合わせ 児童福祉課

国民年金からのお知らせ

公的年金等の源泉徴収票が送付されます
 国民年金、厚生年金および共済組合などから支給される老齢年金など(老齢または退職を事由とする年金)は、所得税法上「雑所得」とみなされ、所得税の課税対象となります。
 所得税が老齢年金から源泉徴収されたか否かに関わらず、老齢年金などを受けている方々全員に「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます(障害年金・遺族年金につきましては課税対象とはなりませんので、源泉徴収票は送付されません)。源泉徴収票に記載されている事項は、その年の1年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額、源泉徴収税額および控除内容などです。
 2つ以上の年金を受給し、それぞれに扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与などの所得がある方、公的年金などの雑所得の合計額が、各所得控除の合計額を超える方などは、確定申告の際に添付書類として「公的年金等の源泉徴収票」が必要になりますので、大切に保管してください。
 問い合わせ 国保年金課、京都南社会保険事務所(☎643-3541)

短 信

▶犬のしつけ方教室

日 時 2月23日(木)、3月2日(木)、9日(木)、16日(木) ※予備日は3月23日(木)
午後1時30分～2時30分(初日のみ～3時30分、飼い主のみの参加)

場 所 井手町立山吹ふれあいセンター(井手町大字井手小字二本松3-1)

対 象 以下の条件を満たす犬とその飼い主(飼い主のみの参加も可)
八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町に在住し、全日程参加できる方▽飼い犬は、生後6カ月以上2歳未満の犬で市町に登録済かつ平成17年度狂犬病予防注射およびその他感染症の予防注射済みで健康であり、攻撃性がないこと

内 容 犬の健康管理、しつけ方など
定 員 飼い犬同伴の方約10人、飼い主の方約20人(先着順)

受講料 無料
申し込み 2月6日(月)～10日(金)の午前8時45分～午後5時(正午～午後1時を除く)に電話または直接、山城北保健所(☎0774-21-2912)へ

▶ひとり親家庭を励ます知事と新入学児童等のつどい

日 時 3月12日(日)
午前10時45分～午後2時30分

場 所 京都テルサ(京都市南区新町通九条下ル)

内 容 知事と一緒にレクリエーション、記念品贈呈

申し込み 2月10日(金)までにハガキに「新入学児童のつどい参加希望」、住所、電話番号、保護者名、新入学児童および同行の兄弟姉妹の名前(フリガナ)、生年月日、性別、会場への交通費を記入し、〒604-0874 京都市中京区清水町375 京都府母子寡婦福祉連合会(母子家庭の方)、京都府民生児童委員協議会(父子家庭の方)へ。希望者多数の場合は抽選です。

その他 京都市在住者を除きます。昼食を用意しています。

問い合わせ 府生活福祉室(☎414-4585)

▶ボランティアフェスティバルフリーマーケット出店者募集

日 時 3月18日(土) 午前10時～午後3時
※雨天中止です。

場 所 市役所前広場(1ブース=3坪×1.8坪)

出店数 44店(申し込み多数の場合は抽選)
出店費 2,000円

申し込み 2月15日(水) 必着で、往復ハガキに郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号、参加人数、販売内容を記入して〒614-8093八幡三本橋59-9 八幡市社会福祉協議会へ。出店決定の方は3月初旬に通知します。

※飲食物、医薬品、危険物、生き物、在庫処分品、法令で禁止されているものは出品できません。

問い合わせ 社会福祉協議会(☎983-4450、FAX983-5798)

▶「口腔ケアの大切さ」開催

2月22日(水) 午後1時30分～3時30分、福祉商工会館で劇団「わっ歯っは」による寸劇、口腔ケアの実演、歯ブラシ等の紹介などがあります。定員30人(先着順)。参加無料です。申し込み・問い合わせは八幡介護者家族の会(社会福祉協議会内、☎983-4450、FAX983-5798)。

▶降灰にご注意、鶺鴒のヨシ原焼き

2月26日(日) 午前9時<点火>から、大阪府高槻市の淀川河川敷(上牧町・道瀬町)で「鶺鴒のヨシ原焼き」が行われます。当日の風向きにより、灰が八幡市内に舞い落ちる可能性があります。特に洗濯物などにはご注意ください。※雨天、強風時は3月12日(日)に延期。

問い合わせ 高槻市役所都市産業部公園緑政室(☎072-674-7512)

▶司法書士無料法律相談

日 時 2月18日(土) 午後1時～4時
場 所 文化センター 会議室1
内 容 相続登記などに関する無料法律相談
※申し込み不要です。
問い合わせ 京都司法書士会(☎241-2666)

▶ひとり親家庭の方へ

巡回就労相談を行います

府内在住のひとり親家庭の方を対象に就業を希望される方の相談を受け付けます。

日 時 2月19日(日) 午前10時～午後4時30分
場 所 京田辺市商工会館C I Kビル会議室301(京田辺市田辺久戸52-3)

参加費 無料(要申し込み)
定 員 10人程度(先着順、1人あたりの面接時間は約1時間です)

申し込み・問い合わせ 電話で京都府社会福祉協議会母子家庭等自立支援センター(☎252-6010、FAX252-6312)へ

生 活

▶食用廃油の回収日程表

問い合わせ 環境事務所

日程	回収場所
8日(水)	上奈良・下奈良・上区・中区・内里・三区公会堂、石清水ビューハイブ、双栗・五区集会所、川口天満宮前、市役所庁舎東側、南ヶ丘隣保館、八幡御馬所、南山小西側
10日(金)	長町北・樋ノ口集会所、長町児童公園、長町11番地、橋本公民館、橋本栗ヶ谷26番地、ひつじ・やぎ公園、足立寺史跡公園、柿ヶ谷集会所、福祿谷114・166番地

※前日に18ℓポリ容器を設置し、回収日に持ち帰りますので、回収日の午前8時までに出してください。

▶し尿収集日程のお知らせ

問い合わせ 城南衛管(☎631-5171)

2月の収集日	収 集 地 域
10日(金) 3月3日(金)	川口高原
14日(火)	橋本、科手、土井、高坊、大谷、山柴、千束、垣内山、吉野垣内、吉野、柴座、旦所、山路、森
15日(水)	御馬所、城ノ内、葛蒲池、山本、今田、園内、西島、三本橋、馬場、双栗、三ノ甲、沓田、河原崎、五反田、平谷、平田、長田、石不動、軸、岸本、東林、松原、広門、植松、女郎花、高畑、神原、三反長、舞台、吉原、渡ル瀬、盛戸、柿木垣内、小松、森垣内、名残、源氏垣外、川口(高原を除く)
16日(木)	清水井、式部谷、隅田口、山下、大芝、男山指月、男山吉井、男山松里、月夜田、久保田、中ノ山、山田、一ノ坪、砂田、安居塚、福祿谷、枚方バイパス沿両側、下奈良、二階堂、戸津、長町、樋ノ口、沢
17日(金)	南山、崎崎尻、内里新田、内里、美濃山
20日(月)	里上津屋、浜上津屋、野尻、岩田、上奈良

▶不用品情報(1月24日現在)

★ゆずります

【スポーツレジャー用品】スキー板と靴(無料)▽子供用スキー靴(700円)【家具類】靴箱(無料)▽ライティングデスク(5,000円)▽学習机とイス(2,000円)【電気製品】21インチテレビ(5,000円)▽ワープロ(3,000円・5,000円)【ベビー用品】ベビー布団セット(3,000円)▽頭部用ベビーガード(1,000円)▽ジュニアシート(無料)▽A型ベビーカー(2,000円)▽B型ベビーカー(2,000円)

★ゆずってください

【乗り物】大人用自転車【スポーツレジャー用品】3歳児用柔道着【楽器】子供用ピアノ補助ペダル【電気製品】ふとん乾燥機【ベビー用品】チャイルドシート【その他】男山第二中学校男子制服と体操服

問い合わせ 生活情報センター(☎983-8400)

▶飼えない犬・猫の引き取り日

飼えない犬・猫の引き取り日は毎週火曜日です。時間は午前8時30分～9時30分、場所は市役所環境保全課です。

問い合わせ 環境保全課

2月の大型ごみ回収について

2月11日(土・祝)は祝日ですが、土曜日にあたるため、大型ごみ回収持ち込みは実施しません。

※大型ごみ回収持ち込みは土日以外の祝日および振替休日の午前9時～正午に実施しています。

問い合わせ 環境事務所

○今月の新着図書紹介○

【児童図書】

「はしれ!たくはいびん」(えほん)

竹下 文子/作

鈴木 まもる/絵

「こんにちはー。たくはいびんのおとどけです。」



たくはいびんのトラックは、きょうもまち中をはしります。

「ピンポンバス」でおなじみの、作家コンビの新作です。

【成人図書】

スーパ・オペラ

阿川 佐和子

ひょうたん

宇江佐 真理

鬼火の里

窪島 誠一郎

春秋名臣列伝

宮城谷 昌光

いまを生きるちから

五木 寛之

意味がなければスイングはない

村上 春樹

おらんくの池

山本 一カ

宮廷女官チャングムの誓い 上・下

ユ ミンジュ

ビジュアルNIPPON昭和の時代

伊藤 正直

京都 幕末・維新 かくれ史跡を歩く

木村 幸比古

マオ 上・下

ユン チアン

「昭和80年」戦後の読み方

中曾根 康弘他

日本の論点 2006 勝負のときがきた

文藝春秋

【参考図書】

データでみる県勢 2006年版 矢野恒太記念会

国民生活白書 平成17年度版 内閣府

青少年白書 平成17年度版 内閣府

理科年表 第79冊(平成18年) 国立天文台

▶図書館の休館日

図書館は毎週月曜日、11日(土・祝)、23日(木・館内整理日)は休館します。

◆八幡市民図書館/☎982-7322

◆男山市民図書館/☎982-4123

▶自動車文庫の巡回日程表

大雨注意報・警報発令時は運休

巡回地区(停車場)	日	時間
八幡小松(南ヶ丘保育園)	10日(金)	14:00~
欽明台東(欽明つつじ公園)		14:50~
内里(有都小学校)		15:40~
川口(まつむし児童公園)	15日(水)	16:20~
下奈良今里(都隣保館)		14:10~
美濃山御幸(みゆき南公園)		15:00~
美濃山出島(農協集荷場)	17日(金)	15:40~
岩田岩ノ前(石田神社御旅所)		16:20~
岩田松原(巽龍夫さん宅前)		14:10~
八幡山田(しのめ公園)	22日(水)	15:00~
美濃山幸水(幸水集会所)		15:40~
八幡樋ノ口(今井工作所前)		16:30~
男山笹谷(わかたけ保育園)	3日(金)	14:10~
橋本意足(あらかし公園)		15:00~
橋本西山本(橋本橋東側)		15:40~
西山足立(橋本児童センター)	24日(金)	16:20~
内里(有都福祉交流センター)		14:00~
上津屋里垣内(地区センター)		14:40~
八幡長町・北(シンエイ化学内)	8日(水)	15:30~
橋本栗ヶ谷(メロディハイム前)		16:20~
八幡軸(南ヶ丘児童センター)		14:00~
橋本塩釜(島岡歯科医院前)	8日(水)	14:40~
上津屋浜垣内(御旅所)		15:30~
八幡長町・南(児童遊園)		16:20~

30分間停車します

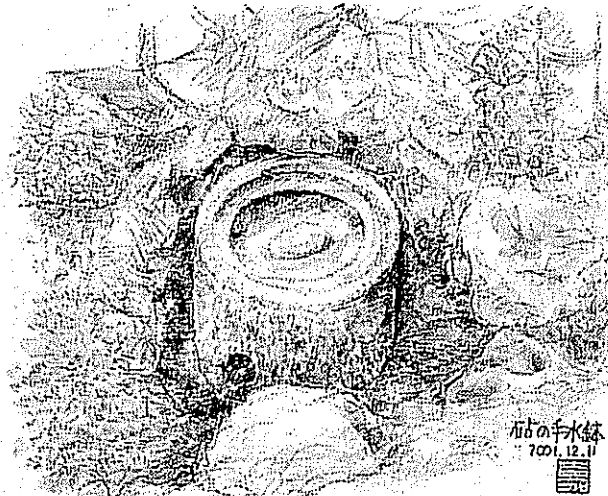
淀屋辰五郎跡と砧の手水鉢

天下の豪商、淀屋の5代目辰五郎は、宝永2(1705)年5月16日に關所(けっしょ=江戸時代の刑罰のひとつ。家財の没収)となり、辰五郎は宝永6(1709)年に江戸に潜行。そして6年後の正徳5(1715)年、日光東照宮100年祭の恩赦によって家康からもらった八幡の山林

300石が淀屋に返還され、翌年に辰五郎は八幡に帰ってきた。

そして八幡柴座の地に厩を構えた。その屋敷には、男山中腹の杉山谷不動の“ひきめの滝”あたりから笕(かけい)を使って邸の手水鉢に水を引いたという。手水鉢の中で踊るコブシ大の石の音が洗濯に使う砧を打つのによく似ていたのだろうか、「砧の手水鉢」と呼ばれた(噴水を楽しんだという説もある)。また、笕中を流れる水の音が「ドンド、ドンド」と聞こえたらしく、笕が敷設された小径を「ドンドの辻子」、その辻に面して建つ住居を指して「ドンド横丁」と呼ばれたという。

翌、享保2(1717)年12月21日、辰五郎は33歳の若さでこの世を去り、手水鉢は主を失う。そして今、この手水鉢は、松花堂庭園の書院裏庭に残っている。昔生じた手水鉢を眺めていると、淀屋が見た夢が広がってくるようだ。



ぶらり八幡町を歩く

<11>

お気軽に

ご相談ください

市役所へは代表番号(☎983-1111)から各課にお問い合わせください。

☆弁護士相談 市民自治・安全課

【電話予約制先着順、定員になり次第締切】

京都弁護士会より派遣された弁護士が相談に応じます。

※時間はいずれも午後1時30分～4時

7日(火) <予約は1月31日～>

市役所1階会議室(北玄関西)

21日(火) <予約は14日～>

生活情報センター

28日(火) <予約は21日～>

生活情報センター

3月7日(火) <予約は28日～>

市役所1階会議室(北玄関西)

※電話予約の受付は、午前9時から、生活情報センター(☎983-8400)で行います。

☆行政相談 市民自治・安全課

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。

10日(金)・25日(土) 午後1時～4時

市役所1階会議室(北玄関西)

☆人権相談 人権同和啓発課

人権の侵害や差別、いやがらせなど、人権に関わる相談を人権擁護委員が応じます。

13日(月)・27日(月) 午後1時～4時

文化センター2階会議室1

☆年金相談 国保年金課

受給年金額に関することや年金の請求について、社会保険事務所職員が相談に応じます。

28日(火) 午後2時～4時

文化センター2階会議室1

☆障害児者相談 社会福祉課

障害のある方やその家族からの相談に応じます。

7日(火) 午後1時～3時 福祉センター

☆家庭児童相談室 児童福祉課

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。

月曜～金曜日

午前10時～午後5時

市役所児童福祉課内

☆母子父子家庭相談 児童福祉課

母子・父子家庭の皆さんの相談を受け付け、悩みごとを解決する情報を提供します。

火曜日 午前10時～午後5時

市役所児童福祉課

☆ふれあい福祉相談

ふれあい福祉センター(☎983-2000)

困りごとの内容を問わず、専任相談員が相談に応じます。

【常設相談】月曜～金曜日

午前9時～午後4時

福祉商工会館内社会福祉協議会

【出張相談】14日(火) 午後1時30分～4時

八寿園

☆女性相談 人権同和啓発課

パートナーからの暴力、つきまとい、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。

月曜～金曜日

午前10時～午後5時

市役所人権同和啓発課

☆介護相談 高齢介護課

高齢者の介護に関する相談やひとり暮らし高齢者の生活不安に関する相談と情報提供を行います。

月曜～金曜日

午前8時30分～午後5時

基幹型在宅介護支援センター(市役所高齢介護課内)

※以下の施設では24時間相談を受け付けています。

京都八勝館在宅介護支援センター(☎982-3883)、在宅介護支援センターやまばと(☎982-8000)、ひまわり園在宅介護支援センター(☎983-8112)、在宅介護支援センター有智の郷(☎972-1000)



【子育て相談】

子育てについて悩んでいること、困っていることなど、気軽に相談してください。

月曜～金曜日 午後1時～5時

子育て支援センター(☎983-8747)

第二子育て支援センター(☎981-5009)

申し込みは 子育て支援センター

あいあいポケットへ

(八幡園内92-1)

みその保育園内/☎983-8747)

【赤ちゃんの広場】妊娠中の方から1歳半位までの親子が対象。今月は「布で遊ぼう」、「わらべうたで遊ぼう(有都のみ)」。

時間は午前10時～11時15分です。

1日(水)みその保育園

3日(金)竹園児童センター

10日(金)橋本児童センター

17日(金)わかたけ保育園

22日(水)有都保育園

【あそびの広場】子育て支援センターで開きます。

時間は午前10時～11時30分です。

今月は「作って遊ぼう」(2日・9日)、「体操をしよう」(16日・23日)です。

A組 2日(木)・16日(木)

…1歳半～2歳位の親子対象

B組 9日(木)・23日(木)

…2歳位～就学前の親子対象

【おしゃべりサロン(パートI)】2カ月～6カ月位の親子が対象。お母さん同士でいろんなおしゃべりをしましょう。子育て支援センターで開きます。

14日(火) 午前10時～11時15分

申し込みは 第二子育て支援センター

そよかぜへ

(八幡三反長10)

南ヶ丘第二保育園内/☎981-5009)

【そよかぜあそびの広場】1歳半位～就学前の親子が対象。第二子育て支援センターで開きます。今月は「作って遊ぼう」(7日)、「体操をしよう」(21日)です。

7日(火)・21日(火) 午前10時～11時30分

【美濃山あそびの広場】1歳半位～就学前の親子が対象。美濃山コミュニティセンターで開きます。今月は「作って遊ぼう」(8日)、「体操をしよう」(24日)です。

8日(水)・24日(金) 午前10時～11時30分

【おしゃべりサロン(パートII)】6カ月位～就学前の親子が対象。自由に遊んだり交流をしましょう。第二子育て支援センターで開きます。

14日(火)・28日(火) 午前10時～11時15分

●保育園の開放日

南ヶ丘保育園(☎981-3125)

…8日(水)・15日(水)・27日(月)

南ヶ丘第二保育園(☎982-3330)

…16日(木)

みやこ保育園(☎981-2511)

…6日(月)・20日(月)

みその保育園(☎981-8101)

…7日(火)・17日(金)

有都保育園(☎981-0873)

…13日(月)

わかたけ保育園(☎983-1313)

…3日(金)

くすのき保育園(☎983-1200)

…1日(水)・24日(金)

山鳩保育園(☎981-0982)

…15日(水)

※時間は午前10時～11時30分です。

※申し込み不要。雨天決行。直接、園にお越しください。

※内容など詳しくは園におたずねください。

※子育て相談も行っています。

●幼稚園の開放日

八幡幼稚園(☎981-0180)

…28日(火) 午前10時～11時30分

八幡第二幼稚園(☎981-6950)

…8日(水) 午前10時30分～11時30分

八幡第三幼稚園(☎982-8566)

…22日(水) 午前10時～11時30分

八幡第四幼稚園(☎982-2447)

…24日(金) 午前10時～11時30分

橋本幼稚園(☎982-0607)

…28日(火) 午前10時30分～11時30分

有都幼稚園(☎981-0873)

…13日(月) 午前10時～11時30分

早苗幼稚園(☎981-2268)

…22日(水) 午前10時30分～正午

なるみ幼稚園(☎982-3368)

…8日(水) 午前10時30分～正午

※申し込み不要。直接、園にお越しください。

※内容など詳しくは園におたずねください。

【主な遊びの一覧表は保育園・幼稚園・児童センターにおいてあります】

875人 笑顔で大人の仲間入り



振り袖やスーツ姿などで成人式に訪れた新成人たち(文化センター)

成人式が1月9日、文化センター大ホールで開かれ、華やかな振り袖や羽織袴、スーツに身を包んだ新成人たちは、終始笑顔で大人への一歩を踏み出しました。

成人式華やかに

本市で、成人を迎えたのは男466人、女409人の計875人(昭和60年4月2日〜61年4月1日生)です。式典には新成人650人が参加しました。あいさつした牟礼市長が「若さと英知と情熱を持って明るい未来を築いていくことを期待しています」と励ますと、新成人代表の林奈津子さ

ウォークラリー 300人元気いっぱい

市内の名所・史跡を巡る「初春のつどい ウォークラリー&お茶を一杯」が1月8日、松花堂庭園を発着点に行われました。家族連れや若いカップル、友人同士のほか、「今年は成年だから」と愛犬を連れて来られたら300人が参加し、正月気分が残るまじな

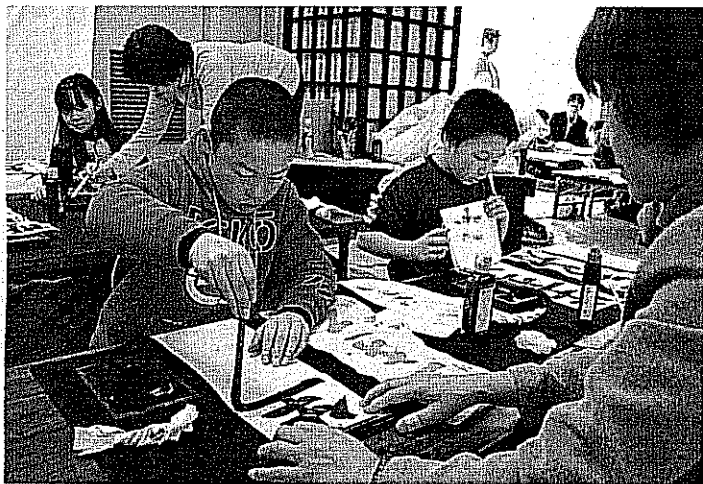
初春の街 気ままに散策

午前9時30分、参加者は松花堂庭園を一齐にスタート。市役所前、安福橋、高良神社前を巡り、男山を回り、エジソン前、男山レクリエーションセンター、さくら公園、同庭園へ戻る約6.5キロのコースを、それぞれのペースで歩いていました。途中で設けられた2カ所のチェックポイントでは、くじやクイズが行われました。



元気よく出陣するウォークラリーの参加者(松花堂庭園)

上手にかけたかな



書初めをする子どもたち(松花堂美術館別館)

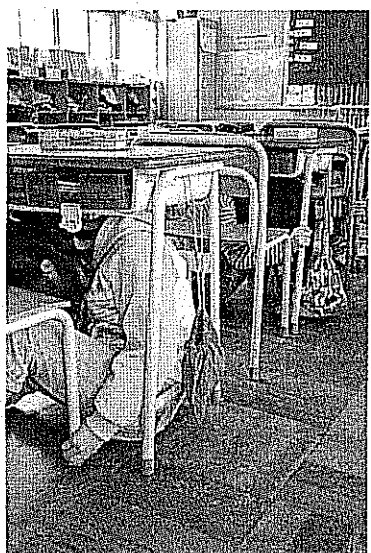
まちの話題

このページでは、市民の皆さんの活動やまちの話題などを紹介しています。身近な話題や、広報紙についての意見を、秘書課広報係(0903-1111)までお寄せください。

書初め大会が1月22日、松花堂美術館別館で開かれました。幼児、小・中学生のほかインドネシアや中国からの研修生ら138人が参加し、お手本の字をまねながら、熱心に筆を走らせていました。

まなざし真剣 避難訓練

阪神淡路大震災から11年目の1月17日、八幡小学校と八幡幼稚園が、休み時間中に地震が発生したとの想定で避難訓練を行いました。



訓練で机の下に隠れる児童たち(八幡小学校)

阪神淡路大震災から11年目の1月17日、八幡小学校と八幡幼稚園が、休み時間中に地震が発生したとの想定で避難訓練を行いました。近づくに教師がいない状況で、校内放送の指示をよく聞き、安全かつ迅速に避難でき

幼児サークル会員募集

児童センターを拠点に、リズム体操や絵本の読み聞かせなどを行っている幼児サークルが、会員を募集しています。詳しくは下記まで。

- 分〜11時30分、松本☎983・1406)、*ぱんだ(0〜未就園児、親子10組、木・10時30分〜正午、百々☎971・0806)
- ▽場所 指月児童センター/＊子りず(2〜3歳、親子20組、火・10〜11時30分、三浦☎983・0454)
- ▽場所 橋本児童センター/＊ピノキオ(未就園児と保護者、火・10〜11時30分、山本☎981・7119)、＊親子体操メイツ(10カ月〜3歳、親子20組、木・9時20分〜11時、判田☎090・9542・4436)
- ▽場所 八幡こどもセンター/＊こおろぎ(0〜未就園児、月・10時30分〜正午、岸田☎982・7598または宮井☎090・9612・0441)、＊トゥインクル・スター(1歳〜未就園児、親子10組、火・10〜11時30分、川口☎982・2642)